

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	相馬 伸一郎
登録番号又は法人番号	1 0 0 8 2 3 3 4
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	C a t c h 行政書士事務所
事務所所在地	東京都台東区上野 3 - 1 3 - 9 原田ビル 4 0 2 号室
処分年月日	平成 3 1 年 4 月 2 3 日 (理事会決議日)
処分内容 (種類)	廃業勧告及び 5 年の会員権停止 (東京都行政書士会会則第 2 3 条第 1 項第 3 号)
上記処分をした理由	<p>相馬伸一郎の HP に掲載されている風俗営業許可のスピード申請の宣伝文句を信じ、風俗営業許可を依頼されたが、その申請書類があまりにもずさんな為、警察署員が書類の一部を修正し、警察署員指導の下、依頼者自ら書類を作成し、再提出する始末であった。また、実地検査の連絡に於いても警察と相馬会員との連携は無く、放置状態であった。依頼者とのメールでのやり取りでは自らの非を認めているにも関わらず、言い訳ばかりで、そのうち言い訳もせず依頼者の問いかけを放置する悪質さであり、最終的に許可は下りたが、ずさんな仕事により、専門家に依頼したにもかかわらず、依頼者自ら書類作成させられる状況にするなど、行政書士の信用を著しく貶める行為である。</p> <p>同会員に反省の色が認められない事から、再び問題を起こす蓋然性が高いと考え、国民の権利を擁護するという意味からも厳しい判断とした。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>【行政書士法】 (行政書士の責務) 第 10 条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。 (会則の遵守義務) 第 13 条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則をまもらなければならない。</p> <p>【東京都行政書士会会則】 (会員の責務等) 第 18 条 会員は、法第 13 条による連合会会則第 62 条にしたがって、関係法令及び関係規則のほか本会会則を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。 (業務の公正保持) 第 20 条 会員は、公正、迅速にその業務を取り扱わなければならない。</p>